

令和7年度

惇明小学校いじめ防止基本方針

福知山市立惇明小学校

1 学校いじめ防止基本方針

(1) いじめ問題への学校の基本的な考え

いじめ（＊）は、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（＊）「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

(2) いじめ問題防止に向けた組織体制

- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ防止対策推進本部」を中心として教職員間の緊密な情報の共有や共通理解を図り、一致団結して対応する体制で臨む。
- ・ いじめ発生時は、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する窓口とし、事実関係の把握等によるいじめであるか否かの判断、児童への指導・支援、保護者連携等の対応を行う。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者等、いじめ防止のための専門的知識を有する者との連携を充実する。
- ・ 南陵ブロックの幼稚園・小学校・中学校の教職員が中学校ブロックでのいじめの実態について共通理解し、幼児期から発達の段階に応じて相手を尊重する気持ちを持って行動できるような取組など、いじめの未然防止に係る取組を推進する。

校務分掌	任務内容
校長	総括
教頭	副総括、基本方針に基づく取組の指示
教務主任	いじめの相談、具体的な行動計画の立案
生徒指導部長	いじめの相談、通報の窓口、保護者の対応、職員研修 いじめ調査・結果分析、児童の指導・支援
支援加配	いじめの相談、関係機関・専門機関との連携
養護教諭	いじめの相談、関係機関・専門機関との連携 児童の精神的・身体的ケア
各学年主任	いじめの相談、情報の収集と記録 保護者との連携・対応、児童の指導・支援
まなび・生活アドバイザー	いじめの相談、関係機関・専門機関との連携 児童の精神的・身体的ケア
スクールカウンセラー	いじめの相談、教職員の相談

2 いじめの早期発見・早期対応に向けて

(1) いじめの防止・早期発見・対処等について

ア いじめの防止

(ア) いじめについての共通認識

- ・ いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が取り組む。
- ・ 未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行う。
- ・ いじめが、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいから行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを十分認識するほか、何気ない冷やかしの悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意する。

イ いじめの未然防止の取組

(ア) 道徳教育・体験活動の充実

- ・ 豊かな情操と道徳心、正しい判断力を培うため、道徳教育を計画的・系統的に行う。
- ・ 情報モラル教育を行い、ネット上のトラブルについて学ばせる。
- ・ コミュニケーション能力を培うため、教育活動の中に体験活動を積極的に取り入れる。

(イ) いじめ防止の啓発

- ・ 人権作文や人権標語の取組を進め、啓発や集会活動に活かす。

(ウ) 児童自らがいじめについて考え、取り組む学習の推進

- ・ 児童自らが自主的にいじめ問題について考え、議論すること等、いじめの防止に資する活動を取り入れる。

ウ いじめの早期発見の取組

(ア) いじめ調査等の実施

- ・ 児童対象に学校独自のアンケート調査(年2回)の実施。
- ・ 児童対象に府のいじめアンケート調査(学期に1回)の実施。

(イ) 児童との面談

- ・ 気になる児童には、定期的に担任との面談を行う。
- ・ 全児童に対して、学期1回担任との面談を行う。

(ウ) いじめ相談体制

- ・ スクールカウンセラーの活用
- ・ 支援加配やまなび・生活アドバイザーを窓口相談を受ける。

エ いじめ問題への対処・措置

(ア) いじめの発見・通報を受けたときの対応の確立

- ・ 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、組織的な対応につなげる。
- ・ けんかやふざけ合いでも背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、気持ちをしっかり受け止め、親身になって話を聞く等、組織で対応する。
- ・ 速やかに児童から事情を聴きとるなどして、いじめの有無の確認を行うとともに、関係する情報を適切に記録しておく。

(イ) ネット上のいじめへの対応の確立

- ・ 学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に向けては、学校だより等を活用し、情報モラルの理解を求めていくとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めていただく等、ルールやマナーについての情報提供や啓発を積極的に進める。

※ いずれの場合も校内のいじめ対策委員会を立ち上げ、検討して対応する。被害児童を徹底して守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。

(ウ) いじめられた児童・保護者への支援

- ・ いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童には、「あなたがわるいのではない」ことを伝えるなど自尊感情を高められるように留意する。
- ・ 家庭訪問等により、原則、聴取した日のうちに保護者に事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門的知識を有する者等の協力を得る。

オ いじめの解消

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して（3ヶ月間を目安）十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

(イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかの判断は、いじめられた児童・保護者への面談等で確認する。また、いじめ解消に至るまで、支援を継続するための対処プランを策定する。

(ウ) 教職員の指導

- ・ いじめ解消後においても学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察を行い、再発する可能性が十分あることを踏まえた継続的な指導を行う。

カ その他

(ア) 職員研修の充実

- ・ いじめ防止に対する研修

(イ) いじめをゆるさない学級経営の充実

- ・ 全職員が一人一人の児童との関わりを大切に、児童が包み込まれているという感覚を実感できるようにし、児童の見守りや信頼関係の構築に努める。

(ウ) 家庭・地域・関係機関と連携した取組

- ・ 携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくりを推進する。
- ・ 日常的・積極的な子どもとの対話を依頼する。
- ・ 地域での様々な体験への参加を呼びかけてもらう。

(エ) 学校評価への位置づけ

- ・ 学校基本方針に基づくいじめ防止等のための取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、取組状況や評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。
- ・ 学校評価の目的を踏まえ、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。

(オ) 学校基本方針の公開

- ・ 学校ホームページへの掲載やその他の方法により、保護者や地域の方が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。

- (2) 組織的ないじめ対応体制（学校対応フロー） いじめを発見、通報を受けての対応マニュアル
- ※ いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う組織であるので、他の組織と併せず、単独で設置する。

